

【個人別明細書記載要領】

給与支払報告書（個人別明細書）は、「給与所得の源泉徴収票」と記載要領が同じですので、国税庁の「令和5年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご覧の上、正確に記載してください。
 お問い合わせや、記載漏れ、誤りの多い以下の点につきましては、特にご注意ください。
 また、令和5年中に支払いがあった方全員が提出の対象となります。
 年の途中で退職された方や、パート・アルバイトの方についてもご提出ください。

- ①給与受給者の令和6年1月1日現在（退職者については退職時）の住所を正確に必ず記載してください。
- ③配偶者控除額または配偶者特別控除額を記載してください。
- ⑤（源泉・特別）控除対象配偶者が非居住者である場合は、○印をつけてください。また、控除対象扶養親族が非居住者である場合は、区分に応じて記載方法が異なりますので、区分等の詳細は、国税庁HPより手引をご参照ください。（参照:p.8）
- ⑦該当する事項がある場合は、○印をつけてください。

6		給与支払報告書（個人別明細書）	
支払者 住所 鹿嶋市平井1234-56	受給者 氏名 鹿嶋 太郎	受給者 氏名 鹿嶋 太郎	受給者 氏名 鹿嶋 太郎
給与 6,543,210	給与所得控除後の金額 4,792,000	所得控除の合計額 3,317,345	源泉徴収額 75,200
源泉・特別控除 380,000	控除対象扶養親族の人数 1	16歳未満扶養親族の人数 1	非居住者 1
社会保険料等の金額 612,345	生命保険料の控除額 120,000	地震保険料の控除額 15,000	住宅借入金等特別控除の額
前職:鹿嶋市平井1234-5 株式会社 鹿嶋市建設 R5.3.31退職 支払金額:500,000円、徴収税額:0円、社会保険料:12,000円			
注1		注2	
配偶者控除 300,000	国民年金保険料等の金額	旧長病者 保険料の金額	所得金額 調整控除の額
控除対象扶養親族 鹿嶋 花子 鹿嶋 次郎 鹿嶋 花子 鹿嶋 太郎	控除対象扶養親族 鹿嶋 太郎 鹿嶋 太郎	控除対象扶養親族 鹿嶋 太郎 鹿嶋 太郎	控除対象扶養親族 鹿嶋 太郎 鹿嶋 太郎
未成 年者	外国人	死亡 退職	本人の障害 その他
支払 住所 茨城県鹿嶋市大字平井1187番地1	支払 氏名 株式会社 鹿嶋	支払 氏名 株式会社 鹿嶋	支払 氏名 株式会社 鹿嶋

- ②16歳未満（平成20年1月2日以後生まれ）の扶養親族の人数を記載してください。
- ④（源泉・特別）控除対象配偶者及び控除対象扶養親族のうち、非居住者の人数を記載してください。
- ⑥所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を記載してください。
- ⑧「就職・退職」のいずれかに○をつけ、年月日を記載し、同年中に就職・退職がある場合は2段書きしてください。
- ⑨給与支払者の名称および連絡先は必ず記載してください。

※注1 摘要欄について

- ・支払金額に前職分を含む場合、前職の所在地・名称、退職年月日、支払金額、源泉徴収税額、社会保険料を必ず記載してください。（記載がない場合、他の支払者の給与を含まないものとして取り扱います。）
- ・普通徴収に切り替える受給者には、切替理由符号(普A～普F)を記載してください。

※注2 住宅借入金等特別控除について

給与所得者より提出された「給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書」をもとに、住宅借入金等特別控除額の適用数、控除可能額、居住開始年月日、区分、年末残高を記載してください。
 ※書き方の詳細は手引をご参照ください。

◎扶養対象親族について
 扶養控除の対象となる扶養親族等は、令和5年12月31日時点の現況によります。

～ お問い合わせ・送付先 ～
 〒314-8655
 茨城県鹿嶋市大字平井1187番地1
 鹿嶋市役所 税務課 市民税係
 ☎ 0299-82-2911(内線261～263)

個人別明細書の詳しい作成方法は、
 国税庁HP「令和5年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご参照ください。

